

福県医発第 514 号 (地)  
令和 4 年 5 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会 長 蓮 澤 浩 明  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症により自宅等で亡くなられた方の遺体の取扱いについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、厚生労働省・経済産業省「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」につきまして、令和 2 年 8 月 7 日付福県医発第 1352 号 (地) にてご連絡いたしました。

現在、新型コロナウイルス感染症患者が高止まり状況にある中、自宅や高齢者施設で療養される患者も増加しており、持病の悪化や急変等で亡くなる事例も見受けられることから、今般、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた遺体の処置において、自宅や高齢者施設で亡くなられ、医療従事者不在の際に遺体の処置を行わざるを得ない場合は、施設やご遺族、葬儀社の方等の対応となることから、死亡を確認した医師等の医療従事者から必要に応じてご遺族等に対し、感染リスクや感染対策につきまして助言・指導していただきたい旨、福岡県保健医療介護部より連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。